

令和3年6月18日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会 代表 安田秀子  
銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤言行

**(仮称) 八の沢風力発電事業環境影響評価書縦覧期間中に事業者による説明会開催および  
環境影響評価準備書公開の働きかけを求める要望書**

**要望事項**

1 (仮称) 八の沢風力発電事業環境影響評価書縦覧期間中に、事業者である株式会社斐太工務店、および合同会社八の沢風力発電（代表社員：シン・エナジー株式会社）による、住民対象の説明会を以下のように開催することを、事業者に対して働きかけていただくようお願いいたします。

- ・対象：全石狩市民、および全当別町民
- ・場所：石狩市八幡コミュニティセンター、および当別町西当別コミュニティセンター
- ・内容：事業の詳細、事業に対する環境影響評価書を踏まえた環境影響について、今後の事業主体の詳細説明、今後の事業の進め方
- ・石狩市民および当別町民への説明会開催の周知は、少なくとも両自治体の広報掲載により実施すること。

2 株式会社斐太工務店ホームページに、(仮称) 八の沢風力発電事業環境影響評価準備書を、即刻、公開するよう、事業者に対し働きかけていただくようお願いいたします。（この事は、2016年の北海道知事意見として出されています。）

- ・期限は、上記評価書に関連して住民説明会の開催が終了するまで。

**要望に関する説明**

4月20日に経済産業省により（仮称）八の沢風力発電事業環境影響評価書（以後、評価書）が確定しました。さらに、遠くない時期に1ヶ月間（6/1～30）、石狩市と当別町において縦覧されるが、関係自治体の住民に対しての説明会の開催は予定されていないことが、石狩市議会議員の協力を得て分かりました。そこで、5月7日付けで、合同会社八の沢風力発電の代表社員であるシン・エナジー株式会社宛、住民説明会開催と環境影響評価準備書（以後、準備書）のホームページ掲載を求める要望書を送付しました。

また、評価書の責任主体が株式会社斐太工務店であることを、5月17日に経済産業省に問い合わせ確認し、斐太工務店のホームページに本事業の準備書が公開されていない状況であることも把握したので、5月26日付けで、斐太工務店宛、住民説明会開催と準備書のホームページ掲載を求める要望書を送付しました。

それぞれ、シン・エナジー株式会社は5月12日まで、斐太工務店については6月3日までに考えを知らせていただくようお願いしておりましたが、現在に至るまで返信がない状況です。

各事業者へ送付した要望書を同封いたします。以下に示す2種の要望書をそれぞれに送付しました。

- ・(仮称)八の沢風力発電事業環境影響評価書に関する住民説明会を求める要望書
- ・(仮称)八の沢風力発電事業環境影響評価準備書の公開を求める要望書

## 要望事項1の説明

詳細は、同封した要望書を参照していただきたいと思いますが、2016年に準備書の縦覧、説明会が開催された後、事業計画(単機出力・基数・風車建設位置・建設道路の位置)の大幅な変更がなされています。準備書については、石狩市長・北海道知事・環境大臣からの意見にみるとおり、相当に杜撰なものでした。事業実施区域は、石狩市風力発電ゾーニング計画(平成31年3月)においては「環境保全エリア」であり、本事業計画がゾーニング計画策定より先行していたとはいえ、本来は実施してはいけない事業になります。したがって、事業者は関係自治体住民に対して、納得のいく丁寧な説明が求められます。

本事業は合同会社八の沢風力発電(代表社員:シン・エナジー株式会社)により、昨年秋から、自営送電線の電柱設置の承諾書提出を関係住民に求める等の事業活動が行われております。事業が株式会社斐太工務店から合同会社八の沢風力発電へ譲渡・継承されるように見受けられますが、今後20年間の事業の責任がどこにあるのか、住民への情報提供は必須です。事業実施予定地のそばには、「八の沢自然林」「石狩油田」など自然および歴史の視点からも石狩市にとって重要なエリアがあるため、全石狩市民対象の説明が求められます。

法定の評価書縦覧期間内に説明会が開催されない場合は、説明会開催まで縦覧期間を延長することを強く申し入れていただくようお願いいたします。説明会の周知は、少なくとも石狩市および当別町広報掲載により行われることを強く望みます。

## 要望事項2の説明

同様に詳細は同封の要望書を参照していただきたいと思いますが、準備書に対する北海道知事意見に「評価書と比較検討できるよう評価書の縦覧期間終了まで掲載を継続するよう努めること。」とあります。株式会社斐太工務店ホームページにおいて、本事業の準備書の内容確認ができるよう、速やかな対応が求められます。また、住民説明会が終了するまで、公開を継続することも強く求めます。

つきましては、この要望内容を事業者が真摯に履行するよう、強力に働きかけていただくことを要望いたします。電気事業法主務大臣である貴職の職務として、環境影響評価書確定を判断した責任者として、当事業の実施予定地周辺の住民の疑問や不安を解消するために、ご尽力くださることを求めます。

上記要望について、貴職のお考えやご対応について、6月25日を目処に早急に書面あるいはメールにて、下記送付先へお知らせいただくようお願いいたします。

多くの市民、とりわけ自然保護に関わる団体が憂慮している案件であることを、ご承知おきいただきたいと思えます。

何卒、ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

## 追記

今回、2事業者に対して要望書を送付し返答を求めましたが、2事業者とも現在に至るまで一切の連絡がありません。風力発電事業者の立地自治体住民へのこのような態度に触れ、改めて驚き、呆れ、憤りを感じている次第です。石狩湾新港洋上風力発電事業の事業者である、株式会社グリーンパワーインベストメントにおいても、事業説明会開催を求める要望書を送付いたしましたが、一切の返信がなく、風力発電事業者が地方の地域住民を軽視するどころか無視する態度は、風力発電事業者共通の態度であると理解され、極めて悪質です。風力発電事業者への不信感は一層深まり、風力発電事業そのものも、単に20年間あるいは30年間の安定した金儲けの手段にすぎません。

(仮称)八の沢風力発電事業の評価書縦覧を知らせる記事が、広報いしかり6月号に掲載されました。問合せ先は株式会社環境管理センターで、事業主体である株式会社斐太工務店の名前は掲載されていませんでした。石狩市に問い合わせたところ、事業者がこのような原稿を提出したとのことでした。石狩市において風力発電事業のアセス図書縦覧を知らせる広報記事は相当回数掲載されていますが、このようなケースは初めてであり前代未聞です。ここまでして市民の目から逃れようとする事業者は、そうしなければならない理由があるのだと思えます。そのような事業者が行う風力発電事業を我々石狩市民は受け入れるわけにはいきません。

20年間あるいは30年間も、地域住民の生活環境・自然環境を大きく劣化させる風力発電事業を行う事業者の責務として、地域住民への説明会を開催することは最低限の礼儀です。説明会開催は不要不急の案件ではありません。コロナ禍にあっても最大限の対策を講じて行うべきです。説明会開催まで、事業者は事業を進めるべきではありませんし、経済産業省をはじめ関係機関は事業者からの「工事計画認可申請・届出」を受理されないよう求めます。

今回、石狩市議会議員の協力を得て、評価書縦覧時期と住民説明会開催の有無の確認を評価書縦覧公告日前にさせていただきました。現在の環境影響評価法に従うなら、一般市民は公告日にならなければ縦覧時期と住民説明会の有無を知ることができません。この事業に関しては、事業主体が誰なのかが不明確で、住民説明会開催は必須であると考えていました。しかし、案の定、新聞掲載の公告記事と自治体発行広報に住民説明会開催の記載はありませんでした。評価書を目にすることができ縦覧期間中に説明会開催が望ましく、もし、開催しないのであれば、早い時期から要望しなければ、事業者は対応してくれません。公告日である6月1日を過ぎ、風車建設工事道路が計画されている場所では、石狩森林組合が発注者となった森林作業道の工事が開始されました。これは明らかに風車建設に向けた道路工事です。地域住民を蚊帳の外に置いたまま、巨大風車の建設が進んでいく現実は全く理不尽です。

八の沢風力発電事業の計画地である北海道石狩市厚田区は農業地域であり、本州の事業者からみればど田舎に見えることでしょう。希少猛禽類の繁殖への影響も、類似した環境が周辺に広がっているから問題ないと考えています。石狩市厚田区は、田園風景が広がる丘陵地とその丘陵地から眺める海と山の景観が好評で、多くの方が別荘を構えたり、移住しています。周辺の丘陵上には複数

のゴルフ場があり、この景観を売りにしています。その景観が風力発電建設によりダメージを受けます。国が認めていない、風車からの低周波音等による健康影響についても懸念されます。近くには、医療機関の厚生施設や古民家の宿があります。

風車建設によりどれ程大きな負の影響が及ぶか、貴職は考えたことがあるのでしょうか。環境影響評価法も含め、現在の風力発電事業に関わる仕組みは不十分です。このまま全国に陸上および洋上風力発電事業を実施すれば、日本国中が荒廃します。一部の事業者が利益を得てお金が回り経済活動に寄与したとしても、それによって産業機械である巨大な風車が回る無機質な風景、野鳥や魚が産卵・繁殖できない自然、低周波音等に敏感な人が暮らせない環境が累々と全国に広がっていきます。巨大風力発電は日本の国土・風土に適合したものではありません。

北海道等地方の地域の生活環境・自然環境を破壊し、犠牲を強いる再生可能エネルギー推進の施策は間違っています。

送付先：石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会

代表 安田秀子

〒061-3211 石狩市花川北1条5丁目 307

電話：090-6211-1602

E-mail：h.yasuda1007@gaea.ocn.ne.jp

以上